枚方市告示第　583　号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により、枚方市国民健康保険料の差押調書（謄本）並びに配当計算書（謄本）及び充当通知書を送達しようとしたが、送達を受けるべき者の所在が不明で送達することができないので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の２の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る関係書類は、市民生活部保険納付課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和８年11月11日

枚方市長　伏　見　　隆

送達を受けるべき者

日垣　佳和

〈　以　下　余　白　〉